

# 国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第53号

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、職員就業規則第21条の規定により採用される職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）及び職員就業規則第21条の2の規定により採用される職員（以下「再任用職員」という。）の就業について定めることを目的とする。

### （遵守遂行）

第2条 国立大学法人東京医科歯科大学、定年前提任用短時間勤務職員及び再任用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

## 第2章 再任用・任期

### （再任用）

第3条 学長は、職員就業規則第21条に規定する者について、任期は採用の日から定年退職日相当日までとして再任用する。

2 学長は、職員就業規則第21条の2に規定する者について、1年を超えない範囲内で任期を定め、再任用する。ただし、労使協定により、継続雇用しなければならないとされた者以外の者については再任用しないことができる。

3 前2項の規定による再任用及び次条第1項の規定による任期の更新をする場合には、労働条件を明らかにした労働条件通知書を交付するものとする。

### （任期の更新）

第4条 学長は、前条第2項の規定による任期又は本条の規定により更新された任期を、更新直前の任期における勤務実績及び健康状態等が良好である場合に限り、あらかじめ職員の同意を得た上で、1年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

2 学長は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ再任用職員の同意を得なければならない。

3 前項の同意は、原則として書面をもって行うものとする。ただし、更新前の適切な時期に行う意向調査等、何らかの形により再任用職員が任期の更新を希望する旨を確認することをもってこれに代えることができる。

### （任期の末日）

第5条 第3条第1項の規定による任期の末日は、定年前提任用短時間勤務職員が定年退職日相当日に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

2 第3条第2項及び前条第1項の規定による任期の末日は、再任用職員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

### 第3章 労働

#### (所定労働時間)

第6条 フルタイム勤務職員(再任用職員のうち、常時勤務を要する職をいう。以下同じ。)の所定労働時間は、学長が別に定める日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。

2 短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員のうち、職員の1週間あたりの通常の労働時間が、常時勤務を要する職員でその職務が当該短時間勤務の職員と同種のものを占める職員の通常の労働時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。)の所定労働時間は、学長が別に定める日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内とし、1日につき7時間45分以内とする。

#### (始業及び終業の時刻)

第7条 フルタイム勤務職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業 午前8時30分

(2) 終業 午後5時15分

2 学長は、前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合において、始業及び終業の時刻を変更することができる。

3 短時間勤務職員の勤務の始業及び終業の時刻は、必要に応じ個別に定めるものとする。

#### (時差出勤)

第7条の2 前条の規定に関わらず、原則として、勤希望日の1ヶ月前までに職員から申出があった場合に、業務の正常な運営に支障がないと認めるときは、始業及び終業の時刻の前後1時間の範囲において、始業及び終業の時刻を30分単位で変更することができるものとする。

#### (休憩)

第8条 フルタイム勤務職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 短時間勤務職員の休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 1日の労働時間が6時間を超える場合

午後0時から午後1時までを基本とし、前条第3項の始業及び終業の時刻に応じて、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

(2) 1日の労働時間が6時間以内の場合

必要に応じて、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

3 業務の都合上必要があると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、休憩時間の時間帯を変更することがある。

#### (週休日)

第9条 フルタイム勤務職員の週休日は、4週間に4日以上置くものとし、学長が別に定める日を起算日とした8週間ごとの期間につき16日とする。

2 短時間勤務職員の週休日は、4週間に4日以上置くものとし、学長が別に定める日を起算日とした8週間ごとの期間につき16日以上とする。

3 前2項の週休日には、所定労働時間を割り振らないものとする。ただし、法定休日(労

働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第35条の休日をいう。以下同じ。）を除く週休日については、1日の所定労働時間の一部を割り振る場合がある。

- 4 学長は、第1項及び第2項の期間につき第6条各項に規定する労働時間となるように週休日を割り振らなければならない。

#### （週休日の振替）

第10条 学長は、フルタイム勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、労働時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 学長は、短時間勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 学長は、前2項の週休日の振替を行った後において、所定労働時間が第6条各項に規定する労働時間を超えてはならない。

#### （休日）

第11条 定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、所定の労働時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

#### （休日の代休日）

第12条 学長は、定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員に前条に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、労働することを命じた休日の翌日から4週間以内に休日を与えるものとする。

#### （時間外及び休日労働）

第13条 業務のため必要がある場合は、第6条から前条までの規定にかかわらず、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。この場合において、法定労働時間（労基法第32条から第32条の4までの労働時間をいう。以下同じ。）を超える労働又は法定休日における労働については、本学は職員の過半数を代表する者と労基法第36条第1項の時間外及び休日の労働に関する協定を締結し、これを、あらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

#### （時間外労働における休憩時間）

第14条 休憩時間が1時間未満の短時間勤務職員に対して、前条の規定により時間外労働を命ずる場合に、1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

#### （休暇）

第15条 フルタイム勤務職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とし、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号。以下「職員労働時間規則」という。）第15条第2項から第22条までの規定

を準用する。

- 2 短時間勤務職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。
- 3 短時間勤務職員の年次有給休暇については、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。）ごとにおける休暇とし、その日数は、別表第1の1週間の所定労働日数の区分ごとに定める日数とし、当該年度の初日又は雇用の日が付与する。ただし、1週間の所定労働時間数が30時間以上である短時間勤務職員については、1週間の所定労働日数にかかわらず、23日とする。
- 4 前項の年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は23日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを含めた残日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 5 短時間勤務職員の年次有給休暇は、1日を単位とする。ただし、年次有給休暇の一部について、労基法第39条第4項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、1時間を単位とすることができる。
- 6 1時間を単位として使用した前項の年次有給休暇を日に換算する場合には、当該年次有給休暇を与えられた短時間勤務職員の所定労働日1日当たりの労働時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間。）をもって1日とする。
- 7 第2項から前項までに規定するものを除くほか、短時間勤務職員の休暇については、職員労働時間規則第15条第2項ただし書き及び第20条から第22条（第2項を除く。）までの規定を準用する。
- 8 1時間又は1分を単位として与えられた第2項の病気休暇及び特別休暇（国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則の運用（平成16年制定）第21条関係第8項に規定する特別休暇をいう。）を日に換算する場合には、短時間勤務職員の所定労働日1日当たりの労働時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。）をもって1日とする。
- 9 定年退職後、引き続き再任用職員となった場合の年次有給休暇は、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとする。
- 10 退職後、引き続き定年前再任用短時間勤務職員となった場合の年次有給休暇は、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとする。
- 11 定年前再任用短時間勤務職員として定年退職日相当日まで勤務し退職後、引き続き再任用職員となった場合の年次有給休暇は、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとする。

（労働しないことの承認等）

- 第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員は、休憩時間、休日又は休暇のほか、別に定めるところにより、一定の期間につき労働しないことの承認を受けることができ、職員労働時間規則第23条第1項から第2項までの規定を準用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第47号）第37条第1項各号（就業を禁止しなければならない者）に該当すると認められる再任用職員は、その旨を速やかに届出るものとし、手続き等については常勤職員の例に準じて取扱うものとする。

## 第4章 給 与

（本給の決定）

- 第16条 フルタイム勤務職員の本給月額は、その者に適用される別表第3の本給表に掲

げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 短時間勤務職員の本給月額は、前項の規定の例による本給月額に、第6条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（昇格）

第17条 定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員は、昇格しないものとする。

（諸手当）

第18条 定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員に支給される手当は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本給の調整額
- (2) 管理職手当
- (3) 調整手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 通勤手当
- (6) 時間外労働手当
- (7) 休日給
- (8) 夜勤手当
- (9) 死体処理手当、放射線取扱手当、診療・夜間看護等手当、看護師等特別手当及び入学試験手当
- (10) 削除
- (11) 勤勉手当

（フルタイム勤務職員の諸手当）

第19条 フルタイム勤務職員に対する前条に定める諸手当の支給に関しては、次の各号に掲げるものを除き、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）に規定する常勤職員の例によるものとする。

- (1) 削除
- (2) 勤勉手当の期別支給割合は、別表第4のとおりとする。
- (3) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額にそれぞれ前号の期別支給割合及び職員給与規則第30条第2項の例による割合を乗じた額に賞与係数を乗じて得た額とする。
- (4) 第3号に掲げる賞与係数は1.2から0.8の範囲とし、役員会及び経営協議会の承認をもって決定する。
- (5) 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在）においてフルタイム勤務職員が受けるべき本給及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。ただし、職員給与規則第30条第5項の加算を受ける者にあっては、同項による額を勤勉手当基礎額とする。

（短時間勤務職員の諸手当）

第20条 短時間勤務職員に対する、第18条に定める諸手当の支給に関しては、次の各号に掲げるものを除き、職員給与規則に規定する常勤職員の例によるものとする。

- (1) 本給の調整額は、常勤職員の例による本給の調整額に、第6条第2項の規定により

定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (2) 通勤手当について職員給与規則第17条第1項第2号に該当する短時間勤務職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない短時間勤務職員に対する通勤手当の月額、通常の場合の月額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
  - (3) 時間外労働手当の支給割合は、所定の労働時間が割り振られた日（休日給が支給される日を除く。）における所定の労働時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、100分の100（深夜の場合は100分の125）とする。
  - (4) 看護師等特別手当は、常勤職員の例による看護師等特別手当に、第6条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
  - (5) 削除
  - (6) 勤勉手当の期別支給割合は、別表第4のとおりとする。
  - (7) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額にそれぞれ前号の期別支給割合及び職員給与規則第30条第2項の例による割合を乗じた額に賞与係数を乗じて得た額とする。
  - (8) 第7号に掲げる賞与係数は1.2から0.8の範囲とし、役員会及び経営協議会の承認をもって決定する。
  - (9) 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在）において短時間勤務職員が受けるべき本給及び次に掲げる月額の合計額とする。ただし、職員給与規則第30条第5項の加算を受ける者にあっては、同項による額を勤勉手当基礎額とする。
- イ 本給の月額に対する調整手当の月額
- ロ 看護師等特別手当を支給されている職員のうち、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に掲げる金額
- (イ) 職員給与規則第21条の2第1項第1号に掲げる職員  
29,000円に第6条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - (ロ) 職員給与規則第21条の2第1項第3号に掲げる職員  
9,000円に第6条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（給与の支払等）

第21条 この規則による給与の支払等に関しては、職員給与規則の例による。

## 第5章 その他

（退職手当の不支給）

第22条 定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員には、退職手当を支給しない。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この附則は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成21年6月に支給するフルタイム勤務職員の諸手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号中「6月期にあつては0.75月分」とあるのは「6月期にあつては0.7月分」と、「0.65月分」とあるのは「0.6月分」と、同条第2号中「0.35月分」とあるのは「0.3月分」と、「0.45月分」とあるのは「0.4月分」とする。  
(平成21年6月に支給する短時間勤務職員の諸手当に関する特例措置)
- 3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第4号及び第5号の規定の適用については、同条第4号中「6月期にあつては0.75月分」とあるのは「6月期にあつては0.7月分」と、「0.65月分」とあるのは「0.6月分」と、同条第5号中「0.35月分」とあるのは「0.3月分」と、「0.45月分」とあるのは「0.4月分」とする。

附 則 (平成17年11月30日規則第23号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第4号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年3月6日規則第3号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則の一部を改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が職員給与規則の教育職本給表(一)1級であった職員で、施行日において再任用一般職員本給表(一)の適用を受けることとなる者の施行日における職務の級及び当該職員に関する同表の適用については、別に定める。

附 則 (平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日規則第33号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給するフルタイム勤務職員の諸手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給するフルタイム勤務職員の期末手当及び勤勉手当に関する第19条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号中「0.85月分」とあるのは、「0.8月分」と、「0.75月分」とあるのは、「0.7月分」と、同条第2号中「0.35月分」とあるのは、「0.4月分」と、「0.45月分」とあるのは、「0.5月分」とする。  
(平成21年12月に支給する短時間勤務職員の諸手当に関する特例措置)
- 3 平成21年12月に支給する短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当に関する第20条第4号及び第5号の規定の適用については、同条第4号中「0.85月分」とあるのは、「0.8月分」と、「0.75月分」とあるのは、「0.7月分」と、同条第5号中「0.

3 5月分」とあるのは、「0. 4月分」と、「0. 4 5月分」とあるのは、「0. 5月分」とする。

附 則（平成22年3月23日規則第37号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に付与された年次有給休暇の繰り越しについては、改正後の第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、1日未満の端数があるときは、これを含めた残日数を繰り越すものとする。

附 則（平成22年11月30日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この附則は、平成22年12月1日から施行する。  
（平成22年12月に支給するフルタイム勤務職員の諸手当に関する特例措置）
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2号の規定の適用については、同号中「0. 3 2 5月分」とあるのは「0. 3月分」と、「0. 4 2 5月分」とあるのは「0. 4月分」とする。  
（平成22年12月に支給する短時間勤務職員の諸手当に関する特例措置）
- 3 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第5号の規定の適用については、同号中「0. 3 2 5月分」とあるのは「0. 3月分」と、「0. 4 2 5月分」とあるのは「0. 4月分」とする。

附 則（平成24年6月27日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この附則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年規則第72号。以下「臨時特例規則」という。）の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、再任用職員の給与については、この規則に定めるもののほか、臨時特例規則の定めるところによる。

附 則（平成24年6月28日規則第77号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第96号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年3月31日から施行し、平成27年1月1日より適用する。  
（給与調整一時金）
- 2 平成27年1月に支給する給与については、この規則のほか、国立大学法人東京医科歯科大学給与調整一時金の支給に関する規則（平成27年規則第97号）の定めるところにより支給する。

附 則（平成27年3月31日規則第100号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表（職員給与規則第7条に規定する本給表をいい、これらに対応する別表第3の本給表を含む。）の適用を受ける職員に対しては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第98号）附則第2項から第4項に定める常勤職員の例に準じて、給与を支給する。

附 則（平成28年3月31日規則第82号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表（職員給与規則第7条に規定す



る本給表をいい、これらに対応する別表第3の本給表を含む。)の適用を受け、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第98号)附則第2項から附則第4項の定めに基づいて給与を受けている職員の給与が、この規則の施行により変動した場合には、職員給与規則改正に伴い平成27年改定等細則の規定による本給の額が減少した場合における職員に対する通知の実施要領(平成28年制定)に定める職員の例に基づいて通知する。

附 則(平成28年12月12日規則第171号)

- 1 この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年12月2日から適用する。
- 2 なお、平成29年6月及び12月賞与支給時における第18条、第19条第1項第3号、第5号、第20条第1項第7号の規定は従前の例による。
- 3 平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、第19条及び第20条の規定に関わらず以下のとおりとする。

区分	期末手当				特定管理職員		特定管理職員以外の職員	
	特定管理職員		特定管理職員以外の職員		6月	12月	6月	12月
	6月	12月	6月	12月				
良 好 者					76.5/ 100	84/ 100	70.5/ 100	78/ 100
標 準 者	27.5/ 100	35/ 100	32.5/ 100	40/ 100	68.5/ 100	76/ 100	64.5/ 100	72/ 100
不 良 者					58.5/ 100	66/ 100	56.5/ 100	64/ 100

附 則(平成29年2月7日規則第22号)

- 1 この規則は、平成29年2月7日から施行し、平成29年1月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表(職員給与規則第7条に規定する本給表をいい、これらに対応する別表第3の本給表を含む。)の適用を受け、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第98号)附則第2項から附則第4項の定めに基づいて給与を受けている職員の給与が、この規則の施行により変動した場合には、職員給与規則改正に伴い平成27年改定等細則の規定による本給の額が減少した場合における職員に対する通知の実施要領(平成29年制定)に定める職員の例に基づいて通知する。

附 則(平成30年3月1日規則第8号)

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行し、平成30年1月1日より適用する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表(職員給与規則第7条に規定する本給表をいい、これらに対応する別表第3の本給表を含む。)の適用を受け、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第98号)附則第2項から附則第4項の定めに基づいて給与を受けている職員の給与が、この規則の施行により変動した場合には、職員給与規則改正に伴い平成27年改定等細則の規定による本給の額が減少した場合における職員に対する通知の実施要領(平成30年制定)に定める職員の例に基づいて通知する。

附 則(平成31年3月26日規則第45号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに任期の定めのある職員として引き続き在職している者に係る第15条第3号の適用については、別表第1において1週間の所定労働日数の区分が「2日」の者は「11日」、「1日」の者は「7日」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年11月30日規則第168号）

- 1 この細則は、令和4年11月30日から施行し、令和4年6月2日から適用する
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第19条および第20条の規定に関わらず以下のとおりとする。

別表第4（第19条及び第20条関係）

区 分	特定管理職員		特定管理職員以外の職員	
	6月	12月	6月	12月
良好者	114/100	129/100	113/100	128/100
標準者	106/100	121/100	107/100	122/100
不良者	96/100	111/100	99/100	114/100

附 則（令和5年2月2日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第150号）

この規則は、令和5年12月11日から施行し、令和5年6月2日から適用する。

附 則（令和5年12月25日規則152号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

1 週間の所定労働日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
年次有給休暇の日数	23 日	19 日	15 日	8 日	4 日

別表第 2 削除

別表第 3（第 16 条関係）

イ. 再任用一般職員本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
本給月額	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700
職務の級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
本給月額	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

ロ. 再任用一般職員本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
本給月額	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

ハ. 再任用医療職員本給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
本給月額	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900
職務の級	7 級	8 級				
本給月額	366,200	427,900				

ニ. 再任用医療職員本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
本給月額	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300
職務の級	7 級					
本給月額	371,800					

ホ. 削除

ヘ. 削除

別表第 4（第 19 条及び第 20 条関係）

区 分	特定管理職員		特定管理職員以外の職員	
	6 月	12 月	6 月	12 月
良好者	114/100	129/100	113/100	128/100
標準者	106/100	121/100	107/100	122/100
不良者	96/100	111/100	99/100	114/100